令和3年10月6日開催

箕輪町農業委員会第8回総会

会議録

- 1 開催日時 令和3年10月6日(水) 午後3時00分から午後4時10分
- 2 開催場所 産業支援センターみのわ
- 3 出席委員 22人

	/ ·		
会長		鈴木	健二
会長代理	議席1番	春日	初
委員	2番	金澤	博
	3番	倉田	孝子
	4番	唐澤	金実
	5番	唐澤	稔
	6番	藤田	久一
	7番	櫻井	克成
	8番	井口	雅文
	9番	藤森	英雄
	10番	原	美鈴
	11番	赤沼	好秋
	12番	唐澤	健二
	13番	小林	正俊
	14番	鈴木	健二
	15番	大槻	憲治
	16番	関	幹子
	17番	唐澤	俊秀
	18番	小野饭	建一朗
	19番	小松	孝寿
	20番	唐澤	由寛
	21番	藤澤	昭二
	22番	上田	千志

4 農業委員会事務局職員

 事務局長
 髙橋
 英人

 事務局次長
 唐澤
 智大

5 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画 について

日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第8 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について

日程第9 報告第4号 農業経営基盤強化促進法(農地売買支援事業分)について

局 長 携帯電話はマナーモードにしていただきますようご確認をお願いいたします。

開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

【唱和】

ありがとうございました。ご着席願います。

冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 コロナも下火になってきました。本日もご審議をよろしくお願いします。

事務局 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願い

いたします。

議長 ただいまから第8回総会を開会いたします。

金澤博委員から30分遅刻するとの連絡がありました。

ただ今の出席委員は21人であります。箕輪町農業委員会会議規則第6条による 定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

ここで、9月の経過報告をいたします。事務局お願いします。

事務局 第7回総会を9月6日月曜日に開催しました。

午前9時から審議案件現地確認を鈴木会長・春日会長代理・金澤農地部長・唐澤 稔委員・藤田委員で行いました。

午後1時30分から役員会を役場2階、3階会議室、午後3時00分から総会を

役場2階、3階会議室でタブレットを使用したZOOM形式で開催しました。 農地法第5条の案件5件については、総会後7日付けで許可書を交付しました。 農地法第3条の案件1件は7日付で不許可の書類を交付しました。

農地あっせん会議を9月10日金曜日 午後1時30分から役場203会議室において金澤農地部長出席で開催しました。

農地相談を9月15日水曜日 午後6時~午後8時 役場202会議室において 開催し、小林委員・小松委員・藤澤委員・上田委員が出席し、相談件数は4件で した。

農政部会を9月22日水曜日 午後6時から役場講堂において開催し、農政部会委員・会長・代理が出席し、農業功績者、農業名人の人選について協議を行いました。

農振振興地域整備促進協議会を9月29日水曜日 午後1時15分から対象農地 の現地確認、役場講堂において会議を行い、鈴木会長・倉田委員が出席しました。

議長 それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。 16番 関 幹子 委員 17番 唐澤 俊秀 委員 の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

1件目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は中箕輪○○(田)○○㎡、中箕輪○○

(田) ○○m²、中箕輪○○ (田) ○○m² 合計○○m²です。

農振地域外 売買価格 坪 〇〇円。

譲渡人 ○○氏。

譲受人 ○○氏です。

譲受人は今回取得希望の農地の北側に農地を所有。

農業経営の拡充を考えています。

北側では現在野菜が育てられていることを現地確認で確認しています。 譲受人は現在、成年後見人がついており、農地の維持が難しい状態です。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。 1番案件、倉田委員。

倉田委員 9月9日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。 これより質疑に入ります。

ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見)

(「異議なし」の声あり)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。 議案第1号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長、異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第4条の許可申請について説明をいたします。

1件目の案件です。駐車場に伴う申請です。 対象農地は中箕輪○○(畑)○○㎡ です。 用途地域内であり3種農地と思われます。 申請者 ○○氏です。

自宅前の駐車スペースだけでは手狭なため普通自動車1台分を拡張します。 舗装等はせず、現状のまま使用します。

議案第2号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。 1番案件、原委員。

原委員 原です。9月17日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。ご審議を お願いします。

議長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。

これより質疑に入ります。

ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第2号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1件目の案件です。売買での所有権移転による太陽光発電施設の申請です。

対象農地 ○○ (畑) ○○㎡、○○

(畑) ○○m² 合計○○m²

2種農地で 売買価格は 坪○○円です。

譲受人は 群馬県 ○○株式会社

譲渡人は ○○氏です。

譲受人は日照が良く、急こう配のない当該地で太陽光発電を実施したいと考えています。

譲渡人は当該地にて農業を行う見込みがなく、聖陽株式会社への売却を希望しました。

2件目の案件です。贈与での所有権移転による住宅用地の申請です。

対象農地は 中箕輪○○(畑)○○㎡ 2種農地です。

譲受人は 〇〇氏、

譲渡人は ○○氏です。

譲受人は現在妻とアパート暮らしです。今後を考え住宅を建築したいと考えています。

譲渡人は譲受人の妻の父です。近くに娘夫婦が居住してくれれば将来的にも安心 と考えています。

3件目の案件です。贈与での所有権移転による物置、庭の申請です。

対象農地は 中箕輪○○ (畑) ○○㎡ 3種農地 (用途地域) です。

譲受人は 〇〇氏、

譲渡人は ○○氏です。

譲受人は譲渡人の妹。

譲渡人は当該地を自宅敷地の拡幅で物置・庭として利用したいと考えています。

4件目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。

対象農地は ○○地区○○ (田) ○○㎡ 2種農地です。

譲受人は ○○氏、

譲渡人は ○○氏です。

譲受人は現在妻とアパート暮らしです。父親の所有地を借用して住宅を建築したいと考えています。

譲渡人は耕作地の縮小を検討していたところ、長男である譲受人から貸借の申出がありました。

5件目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。

対象農地は 中箕輪○○ (田) ○○㎡ 2種農地。

譲受人は 南箕輪村 ○○氏 ○○氏、

譲渡人は ○○氏です。

譲受人は現在子どもとアパート暮らしです。今後を考え住宅を建築したいと考えています。

譲渡人は○○氏の叔父であり、農業経営の縮小を考えています。

6件目の案件です。売買での所有権移転による宅地分譲の申請です。

対象農地は 中箕輪○○ (田) ○○㎡、

中箕輪〇〇(田)○○㎡ 合計○○㎡です。

3種農地 (用途地域) で 売買価格は 坪○○円です。

譲受人は 南箕輪村 ○○株式会社、

譲渡人は○○氏、○○氏です。

譲受人は不動産業者です。申請地は用途地域内であり宅地分譲可能な用地として 事業を計画しました。譲渡人は農業後継者がなく、自身も耕作できないため譲受 人へ売却を打診しました。

当該農地隣の中箕輪○○、○○は5月総会にて宅地分譲で5条許可が出されています。

7件目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。

対象農地は 中箕輪○○ (田) ○○㎡ 中箕輪○○

(田) ○○m² 2種農地で 売買価格 坪 ○○円です。

譲受人は 伊那市 ○○氏、

譲渡人は ○○氏です。

土地所有者は平成18年に物置・駐車場・通路用地として5条転用許可を受けた が建築ができず、売却を考えていました。譲受人は住宅用地を探していたところ、 景観及び生活環境が希望に合致したため購入を決めました。

8件目の案件です。売買での所有権移転による宅地分譲の申請です。

対象農地は 中箕輪○○ (田) ○○㎡、中箕輪○○

- (田) ○○㎡、中箕輪○○(田) ○○㎡ 合計○○㎡
- 3種農地 (用途地域) で 売買価格 坪 ○○円です。

譲受人は 駒ケ根市 株式会社○○、

譲渡人 〇〇 です。

譲受人は不動産業者です。

申請地は用途地域内であり宅地分譲可能な用地として事業を計画しました。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。 ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。 1番案件、○○委員。

○○委員 1番案件は8月29日に説明がありました。

ただし、4月に同事業者へ許可を出している太陽光施設の案件が手つかずの状態です。今回の建設計画について近隣住民で不安に感じている方もおり、私へ連絡がありました。十分な審議をお願いします。

議長 1番案件については慎重な審議が必要かと思われますので、他の案件と切り離 して個別に審議します。

> ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は 挙手願います。

○○委員 近隣住民の同意が取れているのか。

事務局 同意書は住民環境課あて出てきており、後ほど確認します。

○○委員 今の話だと計画書どおりの日程ではいかない可能性がある。

○○委員 今の話を聞く限りでは、今回の件も着工ができない可能性もあり、慎重に審議 すべきではないか。

○○委員 箕輪町の太陽光施設ガイドラインでは、住民への説明や同意が必要であり、そ の部分がきちんとされているか、確認の必要がある。

○○委員 本業者について4月許可案件前にも計画があるか。その計画ができていないの であれば考慮する必要があると思う。

議長 同意書の確認などさらに確認が必要である。今日判断できなければ保留という 方法もある。ここで採決を取るということでよろしいでしょうか。 (異議なし)

> 議案第3号の1番案件について賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手なし)

次に議案第3号の1番案件について保留の方は挙手をお願いします。 (農業委員13人全員挙手)

次に議案第3号の1番案件について反対の方は挙手をお願いします。 (挙手なし)

全員一致で第3号議案の1番案件については、保留ということに決定しました。 それでは2番案件以降の委員の説明をお願いします。2番案件、唐澤稔委員。 唐澤稔委員 唐澤です。8月31日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。 転用は止むをえないと思います。

議長 3番案件、倉田委員。

倉田委員 倉田です。事務局の説明のとおりです。

議長 4番案件、藤澤委員。

藤澤委員 藤澤です。9月13日に説明を受けました。近隣が住宅地ですので止むをえない と思います。

議長 5番案件、春日委員。

春日委員 春日です。9月13日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。

議長 6番案件、藤森委員。

藤森委員 藤森です。9月16日に説明を受けました。事務局の話のあったとおりです。 ご審議お願いいたします。

議長 7番案件、藤田委員。

藤田委員 藤田です。9月14日に説明を受けました。事務局の説明のあったとおりですの でご審議お願いいたします。

議長 8番案件、小野委員。

小野委員 小野です。9月11日に説明を受けました。事務局の話のあったとおりです。

議長ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。

これより2番案件から8番案件の質疑に入ります。

ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第3号の2番案件から8番案件について原案のとおり決定することにご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

議長異議なしと認めます。

よって、議案第3号の2番案件から8番案件は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条 の規定による農用地利用集積計画について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画 について明いたします。

資料の差し替えがあります。

9月に提出があった案件について事前にお送りした資料に掲載してしまいましたが、12月総会で協議するべき案件のため12月へ持ち越します。

また数値が違っておりました。

タブレットの資料は訂正されたものになっています。

45ページは、総括表となります。

田 4,371㎡ 畑 10,152㎡ 合計14,523㎡ 46ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。 それぞれ確認いただきたいと思います。

議案第4号 農用地利用集積計画に関しての説明は以上となります。 ご審議お願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

質疑を終結いたします。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画 について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして、日程第6 報告第1号 農地法第18条第 6項の規定による届出 について を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。

51ページをお開きください。

使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳になります。6件解約の届出がありました。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 報告第1号について、事務局より説明がありました。 これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。 発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

> 続きまして、日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出 について を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたしま す。

> 54ページをお開きください。 相続により農地を取得しました届出の受付分になります。 全部で6件ございました。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 報告第2号について、事務局より説明がありました。 これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。 発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

議長 続きまして、日程第8 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について説明をいたします。

1件目の案件です。農業用倉庫に伴う届出です。

2アール未満の農業用施設等を農地に建てる際は、農業委員会への届出でよいこととなっています。

位置図は57ページ~になります。

土地の所在は、中箕輪〇〇 地目「田」面積〇〇㎡のうち〇〇㎡ になります。

農機具収納施設3棟を建てる届出です。申請人は、○○氏です。

報告第3号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 報告第3号について、事務局より説明がありました。 この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめて参ります。

議長 続きまして、日程第9 報告第4号 農業経営基盤強化促進法(農地売買支援事業分)について を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 報告第4号 農業経営基盤強化促進法(農地売買支援事業分)についてご説明いたします。

60ページ~のとおりとなっております。

公社から○○氏への案件2筆です。

報告第4号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 報告第4号について、事務局より説明がありました。 この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、報告第4号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思います。 特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。 大変お疲れ様でした。

_ 会 長		
16番		
17 釆		